

緊急事態宣言期間中のアイスホッケー活動に関するガイドラインについて

日頃より当連盟の事業につきましてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

関東地区 1 都 3 県は緊急事態宣言期間中ですが、新型コロナウイルスの拡大は同宣言にも関わらず予想をはるかに 超える急拡大の様相を示しています。さらに、一部報道などにより皆様ご存じのことと思いますが、8 月初旬に苫小牧市 で開催された全国高校選抜アイスホッケー大会において感染者数 100 名に迫るクラスター感染が発生、大会参加者 全員が濃厚接触者と認定されました。現在全員の PCR 検査などによる調査が継続している最中ですが、アイスホッケー 関係者の感染が全国に広がる気配をみせています。

こういった状況を受け、当連盟所属選手、関係者の感染を防ぐため、緊急事態宣言/蔓延防止措置期間中のアイスホッケー活動について下記ガイドラインを策定いたしました。ご確認のうえ、アイスホッケー活動にあたっては十分な感染対策の徹底を図るようお願い申し上げます。

記

- 1. 当連盟の事業について
- (ア) 緊急事態宣言/蔓延防止措置期間中、当連盟主催の事業(競技、強化、普及、レフェリー)は中止または延期とします。同宣言、措置解除後は必要な対策を講じたうえで再開いたします。
- (イ) なお、9月18日、19日に開催予定のアクアカップジュニアアイスホッケー大会につきましては、9月の宣言/措置の状況が不明ではありますが、多人数の選手関係者がアクアリンクに集まる状況を考慮し、中止の判断をいたしました。ご理解のほどお願いいたします。
- 2. 各チームの活動(アクアリンク、アイスパーク船橋)についてのお願い事項
- (ア) チーム練習にあたって
 - (ア) 当連盟登録者(県外在住の登録者を含む)のみの参加を原則とし、県外登録選手の受け入れを極力避ける。避けられない場合は、対象選手の行動履歴を事前に確認するなどの十分な対策を講じる。
 - (イ) リンクの利用規則を遵守するとともに、体温を記録した参加者名簿を作成、保管する(これは今までと同様)
- (イ) 県外への遠征、県外チームを受け入れての練習試合は自粛する。
- (ウ) 各チーム所属選手が県外団体主催の行事への参加をする場合は、行動予定などをチーム内で共有、記録をする。 ※有事の場合には当連盟から記録の提出を要請することもあります。

以上